11キロを超え13キロまで	15,880
13キロを超え15キロまで	17,390
15キロを超え18キロまで	19,660
18キロを超え21キロまで	21,940
21キロを超え24キロまで	23,820
24キロを超え27キロまで	26,090
27キロを超え30キロまで	27,970
30キロを超え33キロまで	30,240
33キロを超え36キロまで	32,450
36キロを超え39キロまで	34,320
39キロを超え42キロまで	36,210
42キロを超え45キロまで	38,090
45キロを超え48キロまで	39,980
48キロを超え51キロまで	41,860
51キロを超え54キロまで	43,740
54キロを超え57キロまで	45,620
57キロを超え59キロまで	47,500

通学定期旅客運賃（大人１か月、小児１か月）

（単位：円）

	大人	小児
３キロまで	3,240	1,620
３キロを超え５キロまで	4,140	2,070
５キロを超え７キロまで	5,040	2,520
７キロを超え９キロまで	5,760	2,880
９キロを超え11キロまで	6,660	3,330
11キロを超え13キロまで	7,560	3,780
13キロを超え15キロまで	8,280	4,140
15キロを超え18キロまで	9,360	4,680
18キロを超え21キロまで	10,440	5,000
21キロを超え24キロまで	11,340	5,000
24キロを超え27キロまで	12,420	5,000
27キロを超え30キロまで	13,500	5,000
30キロを超え33キロまで	14,400	5,000
33キロを超え36キロまで	15,480	5,000
36キロを超え39キロまで	16,560	5,000
39キロを超え42キロまで	17,460	5,000
42キロを超え45キロまで	18,360	5,000
45キロを超え48キロまで	19,260	5,000
48キロを超え51キロまで	20,340	5,000
51キロを超え54キロまで	21,240	5,000
54キロを超え57キロまで	22,140	5,000
57キロを超え59キロまで	23,040	5,000

○防衛省告示第九十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒